

横浜市福祉のまちづくり条例改正の方向性について、 市民の皆さまからご意見を募集します。

横浜市福祉のまちづくり条例改正に係るパブリックコメントの実施について

横浜市福祉のまちづくり条例において、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に施設を利用でき、あらゆる活動に参加できる環境を整備するため、市と事業者が行う施設整備に関する事前協議の中で、合理的配慮の提供について認識を深め、実践に繋げるための改正を予定しています。

このたび、福祉のまちづくり推進会議などで検討を重ね、条例改正の方向性を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します

1 横浜市福祉のまちづくり条例について

横浜市福祉のまちづくり条例は、啓発（教育）するソフトの取組と、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進めるハードの取組など、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進するため、平成9年に制定されました。

2 条例改正の背景と目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます）」では、障害者等の日常生活及び社会生活を制限してしまう物理的な環境のほか、制度や情報、偏見などを社会的障壁と呼んでいます。

そして社会的障壁を除去するため、合理的配慮の提供が的確に行われるよう、施設の改善や職員への研修等といった環境の整備を市や事業者に求めています。

そこで横浜市においても高齢者、障害者等が安全かつ円滑に施設を利用でき、あらゆる活動に参加できる環境を整備するため、市と事業者が行う協議の中で、合理的配慮の提供について認識を深め、実践に繋げるための手続きを新設するとともに、根拠となる責務規定などの見直しを行います。また、その他の条文についても近年の社会情勢の変化を反映させるため、合わせて改正を行います。

3 条例改正の方向性

- (1) 福祉のまちづくり条例に基づく施策が、共生社会の実現に資するよう定めます。
- (2) 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備を新たに責務規定として定めます。
- (3) 障害者権利条約および障害者差別解消法など関連法における理念や考え方を踏まえた条文の見直しを行います。

4 資料の公表について

本意見募集の内容及び資料は、本市ウェブサイトに掲載します。あわせて各区役所区政推進課、市民情報センター（市庁舎3階）及び担当窓口（連絡先等は、資料末尾を参照）にて、令和6年8月7日（水）から9月5日（木）まで資料を配布・配架します。



5 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和6年8月7日（水）～令和6年9月5日（木）

(2) 意見提出方法

下記のいずれかの方法により、健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当まで、ご提出をお願いします。

①横浜市電子申請・届出システムを利用する場合

下記の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。



横浜市電子申請・届出システム

②電子メールの場合

意見投稿様式（本市ウェブサイトからダウンロード）に、ご意見を入力の上、件名に【パブリックコメント】と入力し、下記電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：kf-fukumachi@city.yokohama.jp

③郵送の場合

意見投稿様式（本市ウェブサイトからダウンロード）に、ご意見を記入の上、下記まで郵送をお願いします。

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当宛

④FAXの場合

意見投稿用紙を下記宛先まで送信をお願いします。

045-664-3622

(3) 注意事項

- ・ご意見への直接の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合などの連絡・確認に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号および電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

6 今後のスケジュール

このパブリックコメント手続でいただいたご意見などを踏まえて、条例改正案を確定し、議会の議決を経て、改正手続を行います。

- ・令和6年8月7日～9月5日 パブリックコメントの募集
- ・令和6年9月中旬 パブリックコメント結果公表

お問合せ先

健康福祉局福祉保健課センター担当課長 工藤 恵子 Tel 045-671-3563